

# 諸外国の環境関連税制のうち温暖化対策を目的とする税制の概要(未定稿)

参考資料 5

国名	ノルウェー		デンマーク		オランダ		イギリス		ドイツ		フランス						
名称	炭素税 (CO <sub>2</sub> tax)		炭素税 (CO <sub>2</sub> tax)		一般燃料税 (General fuel tax)	エネルギー規制税 (Regulatory energy tax) エネルギー税 (Energy tax)	炭化水素油税 (Hydrocarbon oil duty)	気候変動税 (Climate Change Levy)	鉱油税(mineral oil tax) の環境税制改革 (ecological tax reform) エネルギー税 (Energy tax)に改正	電気税 (Electricity tax)							
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>1991年導入(石油製品に対する既存税制と一体的に課税)</li> <li>1999年 独立した個別の税制となる。課税対象についても、航空運輸、沿岸海上運輸等にまで拡大) 課税標準は炭素含有量に依存しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1992年導入(産業部門は非課税、ガソリンは、既に高率のエネルギー税が課されていたため対象外)</li> <li>1993年 産業部門に対して50%還付のCO<sub>2</sub>税を導入</li> <li>1996年 天然ガスが新たに対象となる。</li> <li>2005年 ガソリンが新たに対象となる。 課税標準は炭素含有量</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1992年 課税標準を炭素 50%/エネルギー50%とした一般燃料税を導入</li> <li>2004年石炭以外の課税対象をエネルギー税に移行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1996年導入。課税標準は炭素 50%/エネルギー50%</li> <li>2004年エネルギー税に移行(石炭以外の一般燃料税の課税対象を統合)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1928年導入</li> <li>1993~1999年 税率を温暖化対策等を目的として、インフレ率以上に引上げ(1993年以前にも、緊急時の税収確保等を目的とした税率引上げが行われている)</li> <li>2003年、2006年~税率をさらに引上げ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>2001年導入(炭化水素油税の課税対象となっていない燃料が課税対象) 課税標準は炭素含有量に依存しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1999年の環境税制改革においてガソリン・天然ガス等に対する税率を引上げ</li> <li>2000~2003年段階的に税率引上げ</li> <li>2006年既存の鉱油税を改正し、エネルギー税を導入。新たに石炭を課税対象とした。 課税標準は炭素含有量に依存しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1999年導入</li> <li>2000~2003年段階的に税率引上げ</li> </ul>		炭素税は導入されていないが、石油製品税、天然ガス税、石炭税(2007年~)等が課税されている。 ガソリン 95.92円/L 天然ガス(交通用) 3.03円/m <sup>3</sup> 石炭 1,596.09円/t
主な課税対象と税率	ガソリン、軽油、石炭、重油等		ガソリン、軽油、天然ガス、石炭、電力等		石炭	天然ガス、軽油、電力等	ガソリン、軽油、重油等	天然ガス、石炭、LPG、電力	ガソリン、軽油、天然ガス、石炭、重油等	電力							
	CO <sub>2</sub> 税	(参考) エネルギー税	CO <sub>2</sub> 税	(参考) エネルギー税	(111.88円/Lの物品税が課税)		109.78円/L										
	ガソリン	16.33円/L	85.11円/L	4.81円/L	167.37円/L				107.27円/L								
	天然ガス			4.81円/m <sup>3</sup>	44.57円/m <sup>3</sup> (交通用は別途)		家庭用 24.93円/m <sup>3</sup>		産業用 3.66円/m <sup>3</sup>	家庭用 13.08円/m <sup>3</sup>	交通用 27.79円/m <sup>3</sup>						
	石炭	10,205円/t		5,287.7円/t	31,136.2円/t	2,045.4円/t(家庭用は別途)			産業用 2,656.49円/t	1,292.46円/t							
電力		2.14円/kWh	1.97円/kWh	11.14円/kWh		11.66円/kWh		産業用 0.98円/kWh		家庭用 3.34円/kWh							
主な減免措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業部門のうち ETS の対象となるものは免税(ただし、紙・パルプ産業は軽減)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>EU-ETS の対象となる製造業は免税</li> <li>エネルギー効率改善に関する政府との協定により税率軽減</li> <li>発電用燃料は免税</li> <li>転換部門の石炭消費は免税</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>発電用燃料は免税</li> <li>石油精製用燃料は免税</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>天然ガス、電力消費は課税対象の下限を設定。(小規模エネルギー消費者の一部が課税対象外に)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>政府とCO<sub>2</sub>排出削減目標等を盛り込んだ気候変動協定を締結した業界団体は80%軽減</li> <li>発電用燃料は免税</li> <li>原料として利用の場合は免税</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>零細製造業等は40%軽減</li> <li>年金保険料軽減の一定超過分は95%軽減</li> <li>発電燃料用石炭は免税</li> <li>発電用電気は免税</li> </ul>						
税収	炭素税 939億円(2007年推定) エネルギー税(ガソリン分) 1,816億円(2007年推定)		炭素税 1,114億円(2006年) エネルギー税(自動車燃料分) 2,032億円(2006年)		85億円(2004年)	4,623億円(2004年)	53,130億円(2006年)	1,600億円(2006年)	64,977億円(2005年)	10,260億円(2006年)							
主な用途	一般財源		一般財源(産業部門からの税収は雇用者の社会保険料負担の軽減、省エネ投資補助等として産業部門に還元)		一般財源	一般財源(所得税等の軽減や省エネ等に対する財政的措置を通じて家庭・ビジネスに、それぞれの納税額に応じて還元)	一般財源	一般財源(国民保険の雇用者分の保険料負担軽減の財源(約80%) 省エネ投資に対する法人税等の控除、再可能エネルギーへの投資)	一般財源(年金保険料負担の軽減のための財源、CO <sub>2</sub> 建物改築プログラム、再生可能エネルギーの普及等の環境対策)		道路整備						

出典：各国資料を基に環境省にて作成 為替レート(2007年11月21日現在)ノルウェー(20.41円/NOK)、デンマーク(21.85円/DKK)、オランダ、ドイツ、フランス(162.85円/EUR)、イギリス(227.05円/GBP)

OECDにおいては、税の名称や課税目的、税収用途の如何を問わず、環境関連物品(ガソリン等のエネルギー物品や自動車等の輸送機器等)に課せられる税(ガソリン税や保有課税等)が「環境関連税制」と整理されている(OECD環境統計2006/2007「環境関連歳出と税制」)